

「三重県子ども条例」

- * 三重県は、みなさんが自らの力を発揮できるように、安心して学べるように、そして豊かに育つように、平成23年4月に「三重県子ども条例」をつくりました。
- * この条例は、子どもの豊かな育ちを大切に見守ることのできる地域社会を実現するため、県として実施すべきことを定めるとともに、広く県民の皆さんの理解を促し、地域社会の多様な活動を促進するものです。
- * 三重県とすべての大人は、みなさんが自ら育つ力を伸ばすための自主的な取組、活動を応援しています。



1 条例がめざしているもの

○「条例」は、大人が子どもたちと接するときに必要な姿勢を「基本理念」として次のように示しています。

基本理念1 子どもを権利の主体として尊重すること

子どもの権利は、児童の権利に関する条約や日本国憲法により、すべての子どもが生まれながらにして持っている権利です。子どもは心身ともに発達・成長途上の存在で、特別に保護されることが必要な存在ですが、「条例」は大人に対して、子どもを、基本的人権を有する一人の人格として認識し、尊重するよう、求めています。



Q1. 条例に基づく「子ども」とは何歳までのことをいうと思いますか？

A1. 児童福祉法で18歳未満までの方を指していることから、同じく18歳未満と考えています。そのうえで、18歳に達していても、高等学校に在学している場合などは、18歳未満の子どもと取り扱いを同じくしています。

基本理念2 子どもの最善の利益を尊重すること

「条例」は、大人に対して、どんなときも「何が子どもにとって最も良いことなのか」を一番大切な判断基準とするよう、求めています。

※児童の権利に関する条約の前身となった「児童の権利に関する宣言」(1959)では、「児童の教育及び仕事について責任を有する者は、児童の最善の利益をその指導の原則としなければならない。」と規定しています。



Q2. 最善の利益とはどんなことだと思いますか？

A2. 子どもを取り巻く状況を考えて、その子にとって本当に必要なこと、その子のためになることを最善の利益としています。そのためには、子どもの意見をしっかり聞くことが大前提となります。

基本理念3 子どもの力を信頼すること

「条例」は、大人に対して、子ども一人ひとりが本来持っている力を信じて、その力が発揮できるよう、子どもの主体性を尊重し、見守り支えるよう、求めています。

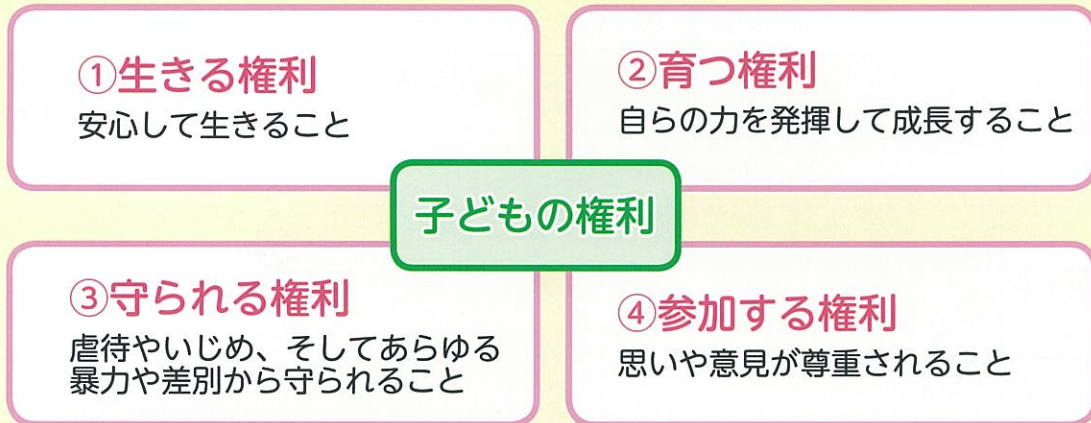


Q3. 子どもの力とはどんなものなのでしょうか？

A3. 1) 子ども一人ひとりが持っている多くの可能性、2) 自分自身や家族、地域社会のことなどについて考える力、3) さらにはその願いや思いを自分自身で、あるいは友人や様々な大人の協力を得て実現する力、他者と支え合いながら成長する力などを指しています。

2 子どもの権利を守ること

○「条例」や児童の権利に関する条約では、子どもの権利を守ることをうたっています。みなさんは、まもなく「大人に守られる側」から「子どもを守る側」にまわります。どんな立場であっても、子どものことを大切に考えられる人であってほしいと期待しています。



※三重県子ども条例がめざす、子どもの権利が守られ、子どもが豊かに育つことができるような社会になるために、みなさんも行動してほしいと思います。

悩んでいる子がいたら、相談に乗ってあげたり、先生に知らせたりしてください。

自分のまわりだけでなく、社会全体や世界にも目を向けてください。

○困ったことがあれば、相談してみよう！

| | | | | |
|--------|--|--|---|---------------------------|
| 電話相談窓口 | いじめ電話相談 毎日 24 時間 | 059-226-3779 | こどもほっとダイヤル 18 歳未満の子どもからの相談が対象です。 毎日 13 時～ 21 時 | 0800-200-2555 (年末年始除く) |
| | 子どもの人権 110 番 法務省の人権擁護委員が対応します。いじめ以外の相談もできます。 平日のみ 8時30分～17時15分 | 0120-007-110 (年末年始除く) | チャイルドラインMIE 指示しない・指導しない、子どもの心を受け止める 18 歳までの子ども専用電話です。 月～土 16 時～ 21 時 第1・第3土曜日 19 時～ 21 時 | 0120-99-7777 (年末年始除く) |
| | 少年相談 110 番 (県警本部内) 平日 9 時～ 17 時 | 0120-41-7867 (年末年始除く) | みえ不登校支援ネットワーク 電話で予約してください。 平日 9時30分～17時30分 | 059-213-1116 (年末年始除く) |
| | 少年サポートセンター (警察署内) 平日 9 時～ 17 時 三重県警察内に設置されており、いじめなどの相談や、暴力などで被害を受けた少年の支援や保護などを行います。 | (北勢) 059-354-7867 (中勢) 059-227-7867 (南勢) 0596-24-7867 (伊賀) 0595-64-7837 (年末年始除く) | 三重弁護士会こども弁護士ダイヤル いじめ、体罰、虐待など「子どもの人権問題」に関する、子どもからの相談に対応します。 平日 9 時～ 12 時 13 時～ 17 時 | 059-224-7950 (年末年始除く) |

3 子どもの権利のあゆみ

| 年 | 国際的動向 | 内容・影響 |
|------|----------------------|--|
| 1924 | 「ジュネーブ宣言」 | 一般に不利な条件にある子どもに特別な保護を保障 |
| 1948 | 「世界人権宣言」 | すべての人は平等であり、それぞれが同じ権利をもつとした宣言 |
| 1959 | 「児童の権利に関する宣言」 | 子どもは子どもとしての権利をそれぞれもつとした宣言 |
| 1966 | 「国際人権規約」 | 「世界人権宣言」を、法的拘束力をもつ規約にし、子どもの権利を初めて国際的に法で承認 |
| 1989 | 「児童の権利に関する条約」 | 子どもの権利における詳細な規定が、国際条約として国連総会で、全会一致で採択 |
| 1994 | 日本が「児童の権利に関する条約」を批准* | 批准してから2年以内、その後は5年ごとに国連の「子ども権利委員会」に国内の子どもの権利を守る取り組みについて報告 |

* 批准：署名した条約に関する、当該国における最終的な確認・同意の手続き。日本では国会の承認を要する。
 出典：(公財)日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約」ができるまで <http://www.unicef.or.jp/crc/>
 資料提供：半田 勝久(日本体育大学准教授)

4 世界における子どもの人権

世界中で、差別や虐待に苦しむ子どもが大勢います。みんなの人権を守る取組について考えてみましょう。

労働力となっている
子どもへの職業訓練



©UNICEF/NYHQ2014-0694 /Nesbitt

鉱山労働からの解放
(ブルキナファソ)

迫害を受ける
子どもの保護



©UNICEF/NYHQ2013-0563/SHEHZAD NOORANI

難民キャンプでの教育
(シリア)

医療を受けられない
子どもへの医療支援



©UNICEF/NYHQ2009-2557/Morooka

ポリオワクチンの注射
(ソマリア)

子どもや女性への
教育支援



©UNICEF/ETHA_201300492/Ose

小学校の授業の様子
(エチオピア)